

沢池校区まちづくり協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、「沢池校区まちづくり協議会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を明石市明南町3丁目3番1号 沢池小学校区コミュニティ・センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、沢池校区の活性化、安全で安心して生活できる明るい環境づくりに努めるとともに、ボランティア活動への取り組みを図り、明石市等行政機関との協働を推進し、お互いの目的に向かって活動することを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 本会の活動範囲は、沢池小学校区内とする。ただし、他の協議会等と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)地域住民相互の情報交換並びに交流・親睦に関する活動
 - (2)地域活性化に関する活動
 - (3)健康・福祉に関する活動
 - (4)生活環境の保全に関する活動
 - (5)防災・防犯に関する活動
 - (6)自治会活動との連携に関する活動
 - (7)関係諸団体との連携に関する活動
 - (8)行政との協働に関する活動
 - (9)その他、本会の目的を達成するために必要な活動
- 2 本会は、政治活動及び宗教活動を行わない。

(構成員)

第6条 本会の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1)校区内に居住・在勤する人
- (2)校区内で活動する自治会、各種団体
- (3)校区内に所在する、まちづくりに賛同する団体、企業など
- (4)前各号で掲げるものの他、沢池校区のまちづくりに関心のある者
- (5)その他、理事会が必要と認める者

(まちづくりサポーター)

第7条 本会にまちづくりサポーター(以下、「サポーター」という)を置く。

- 2 サポーターは、第6条に定める構成員で、かつ目的に賛同するものであれば誰でも申し出てなることができる。
- 3 サポーターは、理事会の承認を得ることで理事になることができる。

(理事)

第8条 本会に理事を置く。理事は次に掲げる者によって構成する。

- (1) 校区内で活動し、第3条の目的に賛同する団体の代表者。
- (2) その他、理事会が必要と認める者。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名

2 役員は、理事の中から理事会において選考し、総会において承認する。

3 本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会の承認を得て委嘱する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会の招集その他会務の総括をする。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。ただし会長の仕事は3期までとする。

2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、理事会、役員会、及び各種委員会等とする。

2 本会の会議は、会議構成員の過半数の出席(委任状を含む)で成立する。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は会議の長が決する。

(総会)

第13条 総会は、本会の最高議決機関であって、理事及びまちづくりサポーターをもって構成する。

2 総会は、毎年1回の定期総会を開催するほか、会長が必要と認める場合、または理事の過半数の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を審議議決する。

- (1)規約の変更に関する事項
 - (2)本会の活動計画、予算、活動報告、決算に関する事項
 - (3)役員及び顧問の選出に関する事項
 - (4)本会の解散及び合併に関する事項
 - (5)まちづくり計画の策定及び変更に関する事項
 - (6)その他、重要事項に関する事項
- 6 議決は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

(理事会)

第14条 理事会は、概ね毎月1回開催する。

2 理事会は、次の事項を審議議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会に代わって議決の必要な事項
- (3)顧問の推薦に関する事項
- (4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

4 会長は、必要があると認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

5 理事会は、会長が招集する。

6 理事会の議長は、副会長が務める。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条に定める会計監査・顧問を除く役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(実行委員会の設置)

第16条 本会の活動を推進するため、理事会の承認を得て、必要に応じて実行委員会を設置することができる。

2 実行委員会には実行委員長を置く。

3 実行委員会は、必要に応じて実行委員長が招集する。

(議事録)

第17条 総会の議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2名が署名しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)会議の構成員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3)審議事項及び議決事項

(4)議事の経過の概要及びその結果

(事務局)

第18条 本会の運営や活動に必要な事務及び経理等を円滑に行うため、本会に事務局を置くことができる。

2 事務局に事務局員2名以上の職員を置くことができる。

3 事務局員は理事会の承認を得て会長が任命する。

(まちづくり計画)

第19条 本会は、本会の目的実現に向けたまちづくり計画を策定する。

2 まちづくり計画策定のため、計画策定委員会を置くことができる。

3 まちづくり計画の策定または変更は、総会の承認を受けて決定する。

(会計)

第20条 本会の運営費は、補助金、委託料、及びその他収入等をもって充てる。

(会計年度)

第21条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第22条 本会の規約の変更は、総会において出席者の過半数以上の議決を必要とする。

(補則)

第23条 その他、本会の運営に関する必要な事項は、理事会において別に定めることができる。

(附則)

この規約は、平成28年5月14日から施行する。

この規約は、平成30年5月19日から施行する。

この規約は、令和 4年5月21日から施行する。

この規約は、令和 6年5月18日から施行する。

この規約は、令和 7年5月17日から施行する。

この規約は、令和 8年5月16日から施行する。